

第28回全国伝統的建造物群保存地区協議会 総会・研修会が川越市で開催されました



開会にあたり、あいさつをする舟橋市長

現在、多くの観光客でにぎわう蔵造りの町並み周辺は、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定されています。現在全国には、北は北海道の函館市から南は沖縄県の竹富町まで、67市町村78地区の重伝建地区があります。

全国伝統的建造物群保存地区協議会は、重伝建地区を持つ市町村が集まり、昭和54年に発足しました。歴史的町並みを保存するための、情報を収集・蓄積し、これらを会員相互で共有するため、総会・研修会などさまざまな事業を行っています。

ことは5月24日～26日の3日間、川越市で第28回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会が開催されました。重伝建地区市町村関係者や同地区内で生活している皆さんなど、およそ300人が一堂に会しました。

総会・研修会の目的

- ①講演会・事例発表などによって、重伝建地区の保存整備に関する調査研究を推進する
- ②意見交換会によって、現在住民が抱えている問題点を解決するヒントを得て、住民どうしの共通認識や連携を深める
- ③現地見学会によって、川越の保存と活用の事例を知ってもらうとともに、川越をPRする

24日は総会と研修会・記念講演が行われました。住民研修会では、下郷町大内宿（福島県）と南木曾町妻籠宿（長野県）の事例が発表されました。記念講演では、長年川越の町並みを研究している、千葉大学教授の福川裕一さんが「川越一番街まちづくり・これまでとこれから」と題し講演を行いました。

25日・26日は、市内重伝建地区や文化財を見学しました。参加した皆さんは、蔵造りなど川越の町並みを見て歩き、保存や活用方法についての話に、熱心に耳を傾けていました。

また、24日と25日に郷土芸能実演があり、川越の重伝建地区内の囃子連である幸町囃子会による川越祭りばやしと、川越の名所などを織り込んだ詞に曲と振り付けを付けた、長唄「四季の川越」が参加した皆さんに披露されました。

問い合わせ…文化財保護課伝建地区担当・TEL内線2862



重伝建地区に住む皆さんが参加した住民研修会



記念講演を行った福川裕一さん



蔵造り資料館を見学する参加者の皆さん

ペットに関する苦情

内閣府が、実施した「動物愛護に関する世論調査」によると、「散歩中の犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」と感じている人が61パーセントもいました。

実際に保健所には、犬と猫にかかわる苦情や相談が年間五百件以上寄せられています。その内容は、「捕獲依頼」「引き取り依頼」「鳴き声」「放し飼い」「ふん尿関係」

などです。

飼い主の皆さんは、このようなことが起こらないようにふだんから気を付けましょう。例えば、「犬や猫を飼うことができなくなつてしまった」という場合には、ほかに飼育ができる人を探すなど努力してください。「人が通るた



ら気が付けましょう。例えば、「犬や猫を飼うことができなくなつてしまった」という場合には、ほかに飼育ができる人を探すなど努力してください。「人が通るた

びに犬が鳴く」という場合には、道路から離れた所に犬をつなぐ、または犬舎の向きを変えたり、移動したりなどを試みてください。また、「犬の放し飼い」は、県条例で禁止されています。必ず綱や鎖でつなぐか、おりなどの囲いの中で飼いましょう。散歩時には必ずつなぐで、ドッグラン以外の場所では、絶対に犬を放さないようにお願いします。

もったいないから、ごみ減らし!

食生活におけるごみ減量のくふう!



子どものころ、食べ物を粗末にしないようにと、しかられた経験はありませんか? 「もったいない」と思う気持ちが、ごみを出さないようにくふうするきっかけになります。料理は食べられる分だけ作るなど、ちょっとした心がけで食べ物のごみは少なくなります。



もし、おかずが余ってしまったら、冷凍保存やほかの料理にアレンジしてみましょう。食材は賞味期限内に使い切り、大根などの野菜の皮は捨てずにきんぴらやスープにするなど……。むだなく使い切ることでごみの量が減っていきます。週に1度「冷蔵庫クリーンデー」を決めて、残っている



食材で新メニューに挑戦してはいかがでしょうか。



なお、生ごみの水分はごみの重さと悪臭の原因の1つです。水けをよく切ってから捨てましょう。

問い合わせ…環境業務課減量リサイクル推進係・TEL内線2635

事例

消費生活レポート

135

故人の借金の請求が届いたが…

父が亡くなってすぐ、自分あてに弁護士から通知書が届いた。弁護士は代理人を名乗り、「故人は百万円の借金があり、遺産相続人に返済義務がある。一週間以内に指定口座に振り込みがなければ強制執行を行う」となっていた。しかし、生前の父から借金の話は、誰も聞いていない。通知書をよく見ると、弁護士の住所が通知書と封筒とで異なっていた。疑問に思い、弁護士会に問い合わせると弁護士会の住所・電話番号が違うほか不審な点が多く、調べると偽りの通知であることがわかった。

これは、新卒の架空請求の一例です。ほかにも、さまざまな手口で、悪質な架空・不当請求が増加しています。

消費者へのアドバイス

- ①身に覚えのない請求の通知が来ても、うのみにしないようにしましょう
- ②問い合わせの場合も、請求元に直接連絡を取る前に、消費生活相談窓口と連絡してみてください。直接話をする、相手の思いつくばにはまり、詐欺にあつ危険性もあります

消費生活相談

生活情報センター・市民相談室分室で行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内をご覧ください。

問い合わせ…生活情報センター(アトレ六階)・TEL226-7066

Report